

商店街・小売市場内の空き店舗で開業される方へ

商店街等の空き店舗で開業しようとする個人の方で、下記の条件を満たす方は、「活力あるまちなか商店街づくり事業（テナント・ミックス事業）」の補助を受けることができます。

条 件

- ・ センターからの商業アドバイザー派遣を2回受け、開業計画、資金計画、販促活動等、開業に必要なことについて、指導を受ける。（派遣費用の1/3は自己負担）
- ・ 商店街・小売市場内の空き店舗で開業する。
- ・ 業種は小売業、飲食業、サービス業等で、営業時間がほぼ商店街に合うもの（飲食店についても昼間も営業することが条件）
- ・ 商店街に「賑わい、人の流れ」を生み出すことが必要であり、空き店舗内で販売又はサービスの提供を行うもの。事務所は不可。（業種についてはご相談ください。）
（対象外の例：大手チェーン店、医療機関、不動産業、旅行業、学習塾等）
- ・ 商店街の代表者が開業を同意するもの
- ・ 事業計画、資金計画等の実現性が高く、商店街の活性化に役立つと判断されるもの

補助対象者（原則として個人が対象）

- ・ 新規に商店街・小売市場内で開業する方 ・ 2号店を商店街内に開店したい方

補助対象経費

- ・ 店舗賃借料（共益費、駐車場代、契約に係る手数料等は対象外）
- ・ 店舗改装費（必要最低限のもの。空調工事、外装工事、設備工事等は対象外）

助 成 期 間 交付決定日から2年間

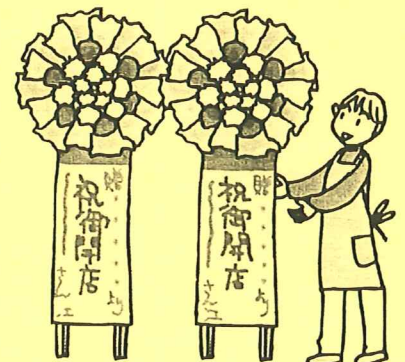
例 平成20年12月1日交付決定の場合

平成20年12月1日から22年11月31日までが補助期間

補 助 率 補助対象経費の1/3

補助限度額 1年目 150万円 2年目 50万円

裏面もご覧ください



手続きの流れ

- ①センターへ相談（お気軽にご相談ください）、面談
- ②商業アドバイザー派遣を2回受ける(自己負担 1/3)。
- ③補助金申請書を提出
- ④ヒアリング、審査会
- ⑤交付決定（この日以降に賃貸借契約の締結、内装工事の着手が可能になります。事前に契約や工事をするとう補助出来なくなりますので、ご注意ください。）

手続きに約2, 3ヶ月かかりますので、早めにご相談ください。

問い合わせ先

(財) ひょうご産業活性化センター 商業支援課 高永
電話 (078)291-8171 FAX (078)230-8391

予算枠が終了次第締め切りますので、ご了承ください。

